

元生畜第1898号
令和2年3月11日

一般社団法人 日本養鶏協会会長 殿

農林水産省生産局
畜産部飼料課長

単体飼料用丸粒とうもろこしの関税割当制度に係るパンフレットの送付について（周知への協力をお願い）

貴会におかれましては、日頃より、当課関係の政策の推進に御尽力いただいておりますことに御礼申し上げます。

今般、令和2年度の関税割当申請に係る手続を定めた関税割当公表及び単体飼料用丸粒とうもろこしの関税割当制度を紹介するパンフレットを農林水産省ホームページに掲載しましたので、お知らせします。

一部の畜産農家におかれては、飼料費低減のため、家畜・家禽の自家配合飼料に使用する単体飼料用丸粒とうもろこしの関税割当制度をご活用されているところです。

令和2年度の単体飼料用丸粒とうもろこしに係る関税割当申請を令和2年4月1日から4月9日まで受け付けることとしましたので、別添のパンフレットを適宜ご活用され、貴会の会員への周知にご協力をお願い申し上げます。

（参考）

令和2年度のとうもろこし（コーンスターチ用以外）の関税割当てについて

http://www.maff.go.jp/j/kokusai/boueki/triff/t_kanwari/format/attach/pdf/index-99.pdf

丸粒とうもろこしの関税割当制度の紹介

http://www.maff.go.jp/j/chikusan/sinko/lin/l_siryu/attach/pdf/index-447.pdf

（連絡先）

農林水産省生産局畜産部飼料課
電話番号（直通）03-3591-6745

（担当者名）有江、佐藤

丸粒とうもろこしの関税割当制度を活用しよう！

丸粒とうもろこしの関税割当制度の仕組み

関税割当制度を利用すれば、
家畜・家禽の自家配合飼料に
使用する丸粒とうもろこしが
無税となります。



農家等

① 関税割当申請書の提出

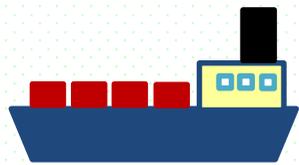
【注意】受付は4/1～4/9です。
(詳細は3ページをご確認ください)



農林水産省

② 関税割当証明書の発給

③ 関税割当証明書の
提出

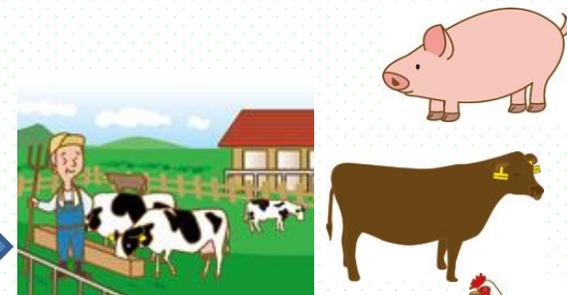


丸粒とうもろこしの輸入



税 関

輸入時の関税が、**関税割当証明書に
記載された数量を上限に無税**

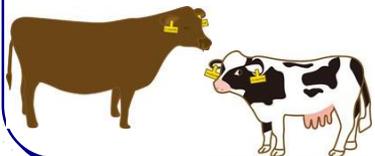


農場

利用者の現況 《利用者数と使用数量 (H 30年度)》

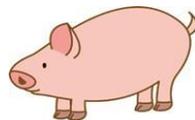
乳牛・肉牛生産者

利用者数 53者
使用数量 約3万ト



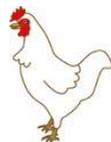
養豚生産者

利用者数 90者
使用数量 約21万ト



養鶏生産者

利用者数 24者
利用数量 約2万ト



利用の申請をされる方の多くは、
自家配合飼料を利用する畜産農家や、
畜産農家に飼料を販売する販売者・
組合等です。

申請書類の準備や輸入の通関手続き
等は、利用者本人ではなく輸入を代行
する業者等に委託することもできます。



申請者の資格

(1) 畜産経営者であって、自家配合飼料を使用する一定の施設を有する者（注）

又は

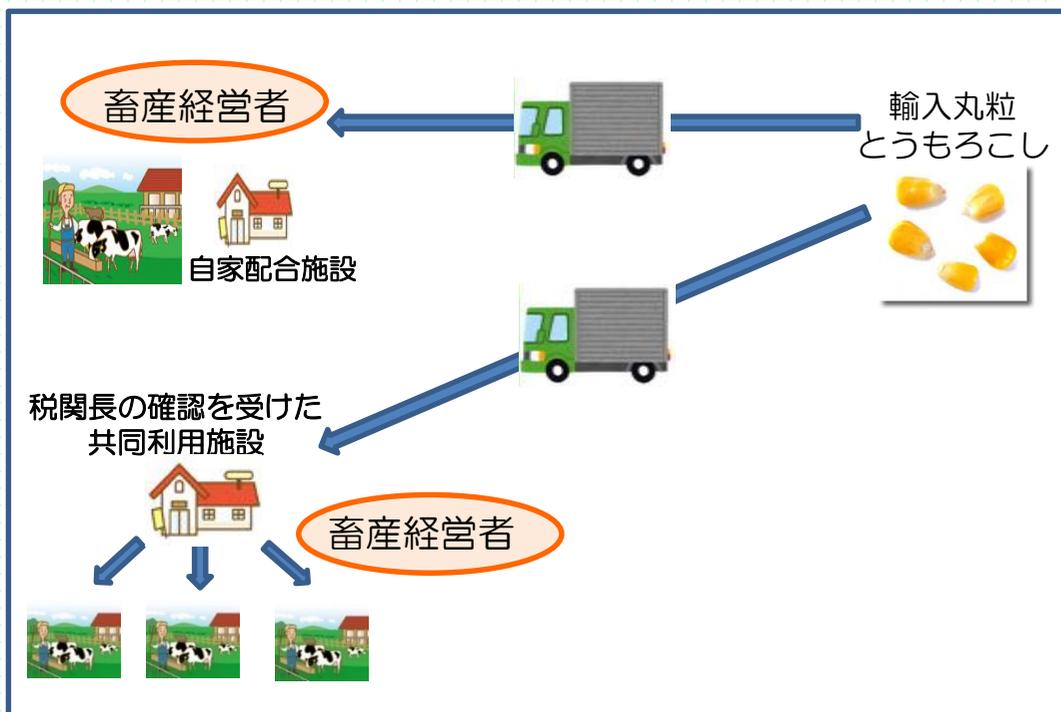
(2) 飼料販売業者等

（割当を受けた丸粒とうもろこしを、飼料として自ら使用する畜産経営者に直接販売する者）

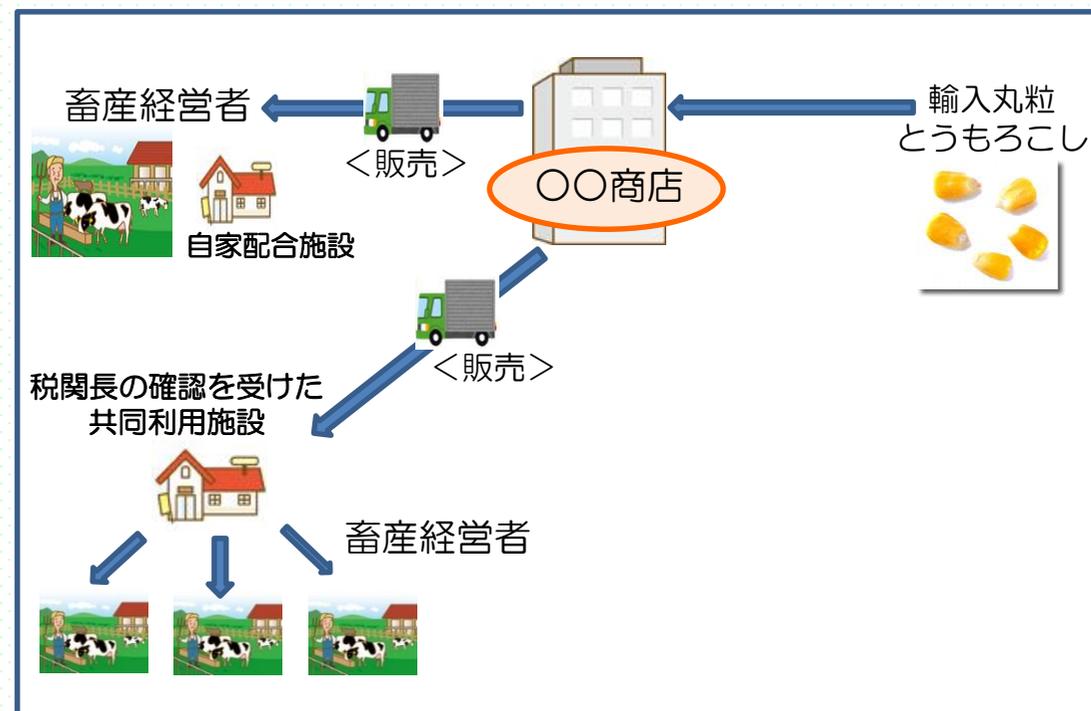
（注）施設は、共同利用施設でも可。ただし、税関長の確認を受けている必要があります。

申請者の例

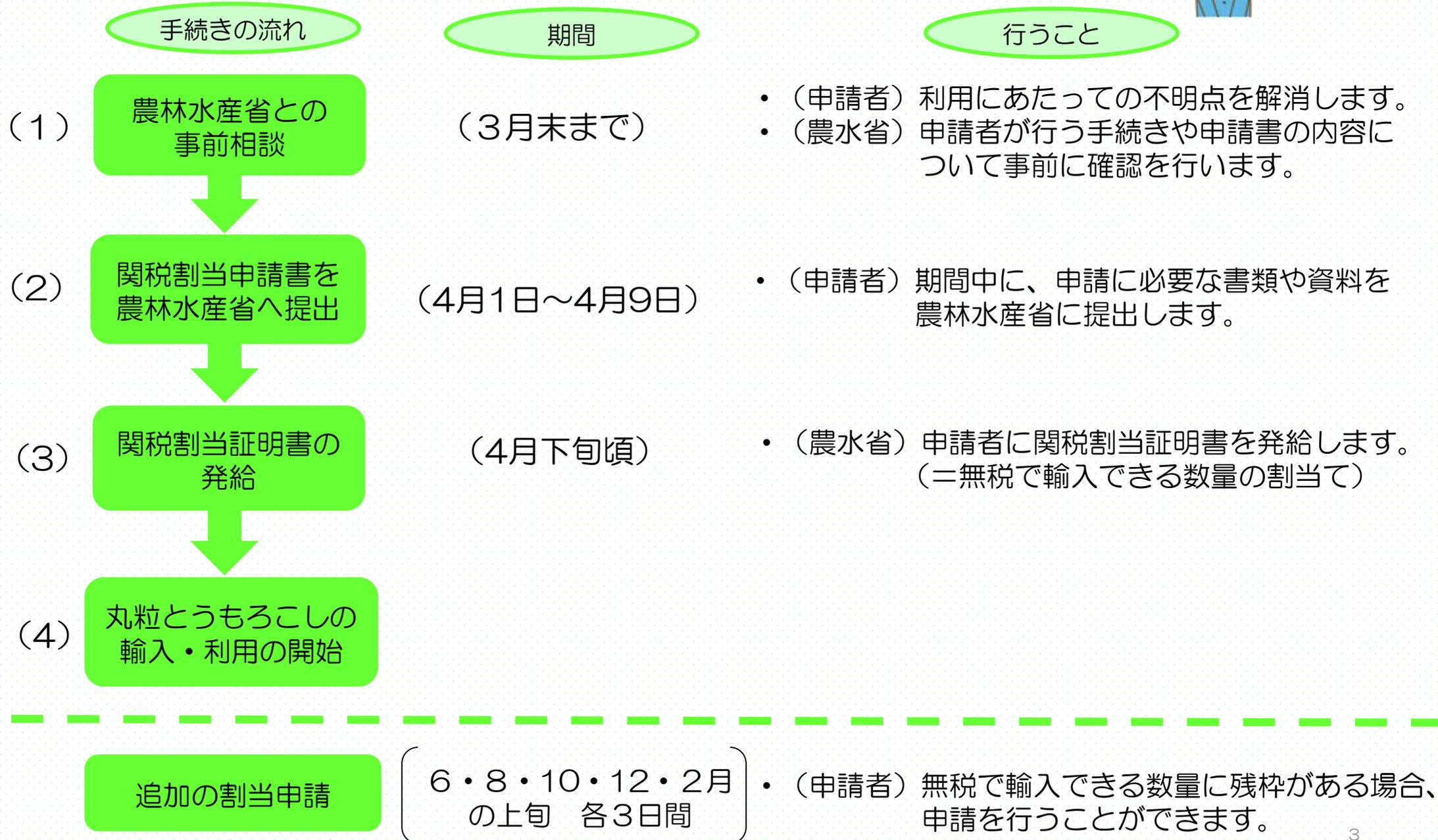
(1) 飼料として自ら使用する畜産経営者



(2) 飼料として自ら使用する畜産経営者に直接販売する者



農林水産省に申請を行い、丸粒とうもろこしの関税を無税で輸入できる数量の割当てを受けることが必要です。



申請に必要な書類及び資料

申請にあたっては、以下の書類や資料の提出が必要となります。



- 関税割当申請書
- 申請者自身に関する資料（★）
（個人の場合：住民票 又は 開業・廃業届の写し
団体の場合：登記事項証明書）
- とうもろこしの使用（販売）実績・在庫数量に関する資料
- とうもろこしの原料入手状況に関する資料
- とうもろこしの使用（販売）計画数量に関する資料
- 加工関連設備に関する書類及び資料（★）
- 制度の利用にあたって必要な各種誓約書
- （共同施設を利用する場合）税関長による施設の確認に関する書類（★）

- （★）以前に同様の申請をしている場合で内容に変更が無い場合、省略できます。
- 申請書ダウンロード：http://www.maff.go.jp/j/kokusai/boueki/triff/t_kanwari/format/index.html

関税割当証明書の発給後、必要な手続

無税で輸入された丸粒とうもろこしは、飼料目的以外での使用が禁止されています。飼料に使用したことを確認するため、以下の手続が必要です。



- ①毎月の報告
毎月、輸入通関数量、使用（販売）実績数量等を農林水産省に報告する必要があります。
- ②適正な引渡し及び運送に関する証明
サイロからの出荷時（原則毎回）、農場への搬送時（不定期）に引渡し及び運送に関する証明が必要です。証明は、第三者に委託することもできます。
- ③期間を満了した関税割当証明書の返納
不要になった時や期間満了日を過ぎた証明書は、速やかに郵便書留などの追跡可能な方法で返却ください。

申請期間・方法等

申請期間：令和2年4月1日（水）～同年4月9日（木）（※ 残枠がある場合は追加申請可）

受付時間：午前10時から正午まで 及び 午後2時から4時まで

申請方法：申請に必要な書類及び資料を上記受付場所に提出（持ち込み）
（持ち込みが困難な場合は、以下に郵便書留などの追跡可能な送付方法で郵送）

受付場所：〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1
問合せ先：農林水産省 生産局 畜産部 飼料課 流通飼料対策室 需給対策第1班

※農林水産省内のドア番号は、北別館の北202となります。

TEL 03-3502-8111（内線4915）
03-3591-6745（直通）

FAX 03-3502-8294

※詳細な申請手続き等は、農林水産省HPに掲載している
「令和2年度のとうもろこし(コーンスターチ用以外)の関税割当てについて」をご覧ください。

http://www.maff.go.jp/j/kokusai/boueki/triff/t_kanwari/format/attach/pdf/index-99.pdf

利用にあたっての不明点や、必要な申請書類など
確認したいことがございましたら、お気軽に
お問い合わせください。

